新

5 既存集落内の土地における専用住宅

申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 既存集落とは次のいずれかの区域にあって、40戸以上の建築物が 1 既存集落とは次のいずれかの区域にあって、40戸以上の建築物が 存在しているものであること。
- (1) 申請地を含む半径150メートルの円の範囲内
- (2) 国道、県道等の主要な道路の沿線片側50メートルの奥行きで、面 積7~クタールの範囲内
- (3) 建築物の敷地間の距離が55メートル以内で連続して存在する地域 の範囲内
- 2 申請に係る土地は、申請者において線引き前から所有していたも のであること。
- 3 自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。
- 4 建築物の敷地面積は、500平方メートル以下とし、建築物の規模構 造等が1戸の専用住宅にふさわしいものであること。
- 5 自己の住宅を所有していないこと。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、この限りではない。
- (1) 現在の住居が家族構成等から見て過密、狭小であり、現在地での 増築等で対処できない事情があり、やむを得ないと認められるも の。
- (2) 現在の住居が被災し現在地に建替えることが困難等の事情があ り、やむを得ないと認められるもの。
- (3) 定年、退職、卒業等の事情がある場合等社会通念に照らしやむを 得ないと認められるもの。

留意事項

- 一 戸数の算定に当たっては、車庫、物置、その他の付属建築物を伴 う場合、これらを含む全体の敷地を1戸として数えるものとする。 (20戸以上が市街化調整区域内に存するものであること。) な お、現に存する建築物のみを算入すること。
- 二 1 (1)及び(2)に掲げるそれぞれの区域の境界部分に存する建築物 の敷地に接している敷地及びこれに連続して接している敷地が あるときは、これを戸数に算入して差し支えないこと。
- 三 2の運用に当たっては、線引き前から所有していた者から相続(被 相続人からの生前贈与を含む。) によって取得した土地を含めて 差し支えないこと。
- 四 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用 地及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でない こと。
- 五 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で 行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物 の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。
- 六 2 の「線引き」とは、市街化調整区域に関する都市計画の決 定(昭和45年7月31日付決定)された区域区分をいう。

(令和2年4月1日一部改正)

附則

(施行期日)

1 この基準5は、令和2年4月1日から施行する。

5 既存集落内の土地における専用住宅

存在しているものであること。

ĺΗ

- (1) 申請地を含む半径150メートルの円の範囲内
- (2) 国道、県道等の主要な道路の沿線片側50メートルの奥行きで、面積 7〜クタールの範囲内
- (3) 建築物の敷地間の距離が55メートル以内で連続して存在する地域 の範囲内
- 2 申請に係る土地は、申請者において線引前から所有していたもの であること。
- 3 自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。
- 4 建築物の敷地面積は、500平方メートル以下とし、建築物の規模構 造等が1戸の専用住宅にふさわしいものであること。
- 5 自己の住宅を所有していないこと。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、この限りではない。
- (1) 現在の住居が家族構成等から見て過密、狭小であり、現在地での増 築等で対処できない事情があり、やむを得ないと認められるもの。
- (2) 現在の住居が被災し現在地に建替えることが困難等の事情があ り、やむを得ないと認められるもの。
- (3) 定年、退職、卒業等の事情がある場合等社会通念に照らしやむを得 ないと認められるもの。

留意事項

- 一 戸数の算定に当たっては、車庫、物置、その他の付属建築物を伴 う場合、これらを含む全体の敷地を1戸として数えるものとする。 (20戸以上が市街化調整区域内に存するものであること。) な お、現に存する建築物のみを算入すること。
- 二 上記1 (1)及び(2)に掲げるそれぞれの区域の境界部分に存する建 築物の敷地に接している敷地及びこれに連続して接している敷 地があるときは、これを戸数に算入して差し支えないこと。
- 三 上記2の運用に当たっては、線引き前から所有していた者から相 続(被相続人からの生前贈与を含む。)によって取得した土地を 含めて差し支えないこと。
- 四 申請に係る土地は、農用地区域内の土地でないこと。